

公文書に見る今立吐酔の履歴

青木孝文

はじめに

今立吐酔は、安政二年（一八五五）、越前国今立郡松成村満願寺の五男として生まれた。福井藩の明新館で、W・E・グリフィスに学び、その才幹を愛された。グリフィスが福井を去った翌年に上京、恩師が教鞭を執る開成学校へ入学、グリフィスの帰国に同行して渡米する。グリフィスの『皇国』執筆に際して多大な協力、貢献をした。ペンシルバニア大学で理学士の学位を取得して帰国^{〔1〕}。二七歳で京都府立中学校の初代校長に就任した俊傑である。また、オルコットの『仏教問答』の日本語訳や、『嘆異抄』の英訳者としても知られている^{〔2〕〔3〕}。

今回、国立公文書館デジタルアーカイブを利用し、今立吐酔に関する同時代公文書を数件見出すことができた。これらの公文書を元に、今立吐酔の履歴について整理・紹介するとともに、若干の考察

を加えた。

一 国立公文書館で確認できた

今立吐酔関連公文書件名一覧

今回、国立公文書館のデジタルアーカイブで確認できた今立吐酔関係の七件の公文書件名を示す。

（一）京都府尋常中学校長今立吐酔外務省翻訳官ニ転任ノ件
明治二十年六月二十一日

『官吏進退・明治二十年官吏進退二・外務省』
（二）翻訳官今立吐酔公使館書記官ニ転任ノ件
明治二十一年七月二十五日

『官吏進退・明治二十一年官吏進退二・外務省』
（三）公使館書記官今立吐酔外一名新叙ノ件

明治二十三年七月十一日

『官吏進退・明治二十三年官吏進退十・叙位一』

(四) 県立神戸商業学校校長今立吐醉外二名奏任待遇ニ進メラルルノ件

明治二十七年十二月十五日

『任免裁可書・明治二十七年・任免卷二十』

(五) 正七位今立吐醉占領地総督部民政部事務官高等官六等ニ任叙ノ件

明治二十八年六月十三日

『任免裁可書・明治二十八年・任免卷十六』

(六) 滋賀県商業学校校長今立吐醉依願同校長被免ノ件

明治二十九年十一月二十六日

『任免裁可書・明治二十九年・任免卷二十九』

(七) 今立吐醉外二名通訳掛書記ニ任用シ制限外月俸支給スルノ件

大正八年十二月五日

『公文雑纂・大正八年・第十六卷・初任判任官俸給制限外支給ノ權太庁』

二 今回確認できた今立吐醉に関する七件の公文書の内容

(一) 京都府尋常中学校校長今立吐醉外務省翻訳官ニ転任ノ件

明治二十年六月二十一日

京都府尋常中学校校長今立吐醉の外務省翻訳官任官に際しての一連

青木 公文書に見る今立吐醉の履歴

の文書である。原文を以下に転記する。

(A)

京都府尋常中学校校長今立吐醉本省翻訳官ニ任セラレ度儀別紙之通致上奏候間可然御取計有之度此段申進候也

明治二十年六月十四日

外務大臣伯 井上 馨(外務大臣之印)

内閣総理大臣伯 伊藤博文殿

(B)

内閣 外 二十九号 六月廿一日裁可

(付箋 反訳官

定員五人 二等一人 三等二人 四等二人

現員一人

京都府尋常中学校長

今立吐醉

右ハ曩ニ米利堅合衆国ニ留学シ卒業ノ

上バチユロル オフサイエンス之学位ヲ受ケ候者ニ

有之其学識才幹等翻訳官ニ採用

適當ノ人物ニ候間外務省翻訳官ニ任セラレ

奏任官四等ニ叙セラレ度本人ノ履歴相添

此段謹テ奏薦ス

明治廿年六月十四日 外務大臣伯 井上 馨(外務大臣之印)

(C) 越前国今立郡松成村ニ於テ生ル

京都府平民 生年月日 安政二年乙卯正月廿六日

姓名 今立^{イマダテ}吐^ト醉^{スイ}

旧戸籍 越前国今立郡松成村

父 今立 乘 永 亡

母 西野 リウ

明治十二年

六月 アメリカ合衆国ペンシルワニヤ州ヘンシルワニヤ大学ニ

於テバツカローレアムインシエンシアノ 学位ヲ受ク

十月十四日 京都府雇申付候事 但月俸定額ナシ 京都府

同 十三年

一月 分家ス

九月 京都府上京区第十七組元頂妙寺町へ転籍ス

十一月十五日 雇中一ヶ月金百円差遣候事

同 十四年

四月 五日 本年通常府会議案取調委員申付候事 同

七月十六日 府立中学校出仕申付候事但教授専務月俸百円支給 同

十月十二日 允請自今月俸金八拾円支給候事 同

同 十五年

一月十八日 客年中勉励候ニ付月給四分ノ一賞賜候事 同

一月廿七日 監事兼務申付候事 同

五月廿六日 京都府中学校長兼一等教諭申付候事 同

但月給金八拾円支給

九月廿五日 任京都府中学校長兼一等教諭

但准八等官月報八拾円支給

十一月八日 御用有之上東京申付候事

同 十六年

一月十六日 客年中勉励候ニ付月俸三分ノ一賞典候事

十二月廿八日事務勉励候ニ付為慰勞月俸四分ノ一下賜候事

同 十七年

五月十二日 御用有之大坂府及兵庫縣へ出張申付候事

六月 六日 御用有之岐阜愛知両県へ出張申付候事

十二月廿七日事務勉励候ニ付為慰勞月俸四分ノ一下賜候事

同 十八年

九月廿一日 為水害者救助金拾円五拾銭差出候段奇

特ニ付為其賞木盃一個下賜候事

十二月廿一日品行学力検定ノ上中学校師範学校ノ

教員タルヲ免許スル者也

十二月廿八日事務勉励候ニ付為慰勞月俸五分ノ一下賜候事 京都府

同 十九年

五月 卅日 京都府上京区第卅一組下丸屋町廿二番戸へ転住

九月十四日 御用有之上東京ヲ命ス

十二月廿八日事務勉励候ニ付為慰勞月俸三分ノ一下賜候事

同 二十年

一月十九日 任京都府尋常中学校長

同 日 月俸八拾円ヲ給ス

同

同

同

同

同

同

同

文部省

京都府

同

同

同

(A) は、明治二十年(二八八七)六月十四日付、京都府尋常中学校長今立吐醉の翻訳官任官に際しての外務大臣井上馨から総理大臣伊藤博文への上申書である(外務省野紙使用)。吐醉は、前年の明治十九年に、ヘンリー・エス・オルコットの『仏教問答』を翻訳している。その卓越した語学力を評価されての処遇であろう。文部省からの出向であった。

(B) は、明治二十年六月十四日付、外務大臣井上馨による今立吐醉の奏薦書である(外務省野紙使用)。野紙欄外の記載から六月二十一日に裁可されたことがわかる。翻訳官任官に際し、特記事項としてアメリカに留学し「バチユラル オフ サイエンス」学位を取得したことを掲載している。

(C) は、今立吐醉の職歴を中心とした履歴書である。かなり詳細に記載してある。この履歴書上の記載について、特に気づいた事項について拾い上げてみる。

①安政二年乙卯一月二十六日生 父：今立乗永 母：リウ(西野氏)。吐醉の母の名前が、リウ(りゅう)で、西野家から嫁いできたことがわかる。

②明治十二年(一八七九)六月にペンシルバニア大学を卒業後、十月十四日にはすでに京都府に雇用されている。後掲の「文書(七)履歴書」には「九月帰朝」とある。帰国前から京都府雇用の話が決まっていたのではなからうか。「但月俸定額ナシ」との記載は、まだ、具体的な職が決まっていなかったということであろう。吐醉二四歳である。

③明治十三年一月に「分家ス」とあり、戸籍を実家の満願寺今立家から移し、いよいよ自立を決意したことが伺える。同年九月の住所は京都府上京区第十七組元頂妙寺町、明治十九年五月三十日に京都府上京区第卅一組下丸屋町廿二番へ転住した。

④明治十四年四月に「通常(京都)府会議案取調委員」という職を申し付けられている。

⑤京都府立中学校関係の職では、明治十四年七月十六日府立中学校出仕、十五年一月二十七日に監事兼務を申し付けられ、同五月二十六日に二七歳で京都府中学校校長兼一等教諭を申し付けられている。

⑥明治十八年九月に水害者救助金十円余を寄附し、木盃を下賜されている。被災者をいたわる吐醉の慈悲深い心の一面を見る。また、十九年八月には商業学校に金貳円を寄附している。

(二) 翻訳官今立吐醉公使館書記官二転任ノ件

明治二十一年七月二十五日

外務省翻訳官今立吐醉の公使館転任および奏任官四等叙任に際しての一連の文書である。原文を以下に転記する。

(A)

外務省翻訳官今立吐醉公使館書記官二任セラレ奏任官四等二叙セラレ度儀別紙之通致上奏候間可然御取計有之度此段申進候也

明治二十一年七月廿一日

外務大臣伯 大隈重信 (外務大臣之印)
内閣総理大臣伯 黒田清隆殿

(B) 内閣 外 廿三号 七月廿五日裁可

外務省翻訳官今立吐酔儀公使館書記官ニ
任セラレ奏任官四等ニ叙セラレ候様仕度此段
謹テ上奏ス (付箋 奏任官四等)

明治廿一年七月廿一日 外務大臣伯 大隈重信 (外務大臣之印)

(C) (内閣印) (天皇御璽)

外務省翻訳官 今立吐酔

任公使館書記官

公使館書記官 今立吐酔

叙奏任官四等

右 謹テ奏ス

明治廿一年七月廿四日

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆 (花押)

(A) は、明治二十二年(一八八八)七月二十一日付、外務大臣大隈重信から総理大臣黒田清隆への上申書である(外務省野紙使用)。
(B) は、明治二十一年七月二十一日付、外務大臣大隈重信のこ

の件に関する上奏書である。野紙欄外の記載から七月二十五日に裁可されたことがわかる(外務省野紙使用)。

(C) は、明治二十一年七月二十一日付、総理大臣黒田清隆のこの件に関する上奏書である(内閣野紙使用)。天皇御璽が押印されている。

外務省での吐酔の働きぶりが素晴らしかったのであろう。翻訳官就任から一年後に公使館書記官に任ぜられている。後掲の「文書(五)履歴書」によれば、赴任地は清国北京である。吐酔三四歳。その後、明治二十五年(一八九二)三月末まで、四年近く北京公使館で勤務することとなる。二十二年五月、臨時代理公使に任ぜられている。

なお、この時期、西本願寺系の『婦人協会雑誌』、『婦人雑誌』なる雑誌に「欧州上流近世交際法」と題する吐酔執筆の記事が連載されている。⁽⁴⁾⁽⁵⁾ 交際上の所作や留意点について記されており、公使館員として欧米列強の外交官達とも交流があったであろう吐酔の細やかな気配りの一面が垣間見られる。

(三) 公使館書記官今立吐酔外一名新叙ノ件

明治二十三年七月十一日

公使館書記官今立吐酔を正七位に、以下一名を正八位に叙することに関する一連の文書である。原文を以下に転記する。

(A) 親展送第三九八号
公使館書記官今立吐酔副領事橋口

直右衛門叙位之儀別紙之通り及上奏候間
可然御取計相成度此段申進候也

明治二十三年七月四日

外務大臣子 青木周藏（外務大臣之印）

内閣総理大臣伯 山縣有朋殿

(B)

公使館書記官今立吐醉儀ハ去ル明治廿

年六月廿一日奏任官四等ニ叙セラレ副領

事橋口直右衛門儀ハ去ル明治二十年六

月廿八日奏任官六等ニ叙セラレ執レモ初任

官後滿三年以上ニ付今立吐醉ヲ正七位ニ

橋口直右衛門ヲ正八位ニ叙セラレ候様仕度此

段謹テ上奏ス

明治二十三年七月四日 外務大臣子 青木周藏（外務大臣之印）

(A) は、明治二十三年（一八九〇）七月四日付、外務大臣青木周藏から総理大臣山縣有朋への上申書である（外務省野紙使用）。

(B) は、明治二十三年七月四日付、外務大臣青木周藏のこの件に関する上奏書である（外務省野紙使用）。書記官と副領事では、副領事の方が上位の官職のように思うが、書記官である今立吐醉が奏任官四等で正七位に叙せられ、副領事橋口某が奏任官六等で正八位に叙せられるということから、当時、書記官の方が副領事よりも上位の官職であったことがわかる。吐醉は三五歳である。

(四) 県立神戸商業学校長今立吐醉外二名奏任待遇ニ進メラルルノ
件 明治二十七年十二月十五日

県立神戸商業学校長今立吐醉他二名を奏任文官同一の待遇に進める件に関しての一連の文書である。原文を以下に転記する。

(A)

内閣書記官室 文 第 二二〇 号

職第一二九七号

別紙今立吐醉外二名奏任待遇上奏書及進達候也

明治二十七年十二月十二日

文部大臣侯爵 西園寺公望（文部大臣之印）

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

(B)

県立神戸商業学校長 正七位 今立 吐醉

兵庫県尋常中学校長 小森 慶助

奈良県尋常中学校長 正木 直彦

右奏任文官同一ノ待遇ニ進メラレ度

此段謹テ奏ス

明治二十七年十二月十二日

文部大臣侯爵 西園寺公望（文部大臣之印）

(C)

内閣書記官室 文 第 二二〇号

十二月十五日裁可

明治廿七年十二月十二日

(内閣書記官 花押)

(内閣総理大臣 花押)

(内閣書記官長 花押)

正七位 今立 吐酔

任 立神戸商業学校長

小森 慶助

任 兵庫県尋常中学校長

正木 直彦

任 奈良県尋常中学校長

三九歳。

(内閣印) (天皇御璽)

県立神戸商業学校長正七位今立吐酔

始三名奏任文官同一ノ待遇ニ進メラルルノ件

右 謹テ奏ス

明治廿七年十二月十五日

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文 (花押)

(A) は、明治二十七年(二八九四)十二月十二日付、文部大臣西園

寺公望から総理大臣伊藤博文への上申書である(文部省野紙使用)。

(B) は、明治二十七年十二月十二日付、文部大臣西園寺公望の上奏書である(文部省野紙使用)。

(C) は、明治二十七年十二月十五日付、総理大臣伊藤博文のこの件に関する上奏書である(内閣野紙使用)。野紙欄外の記載から

同十五日に裁可されたことがわかる。天皇御璽が押印されている。

吐酔は、他の二名の校長と共に奏任文官同一の待遇を与えられている。後掲の「文書(五)履歴書」「文書(七)履歴書」によれば、

明治二十五年三月末に清国在勤を免ぜられて帰国後、同年七月から翌年三月末まで福岡県立尋常中学校修猷館教諭嘱託校長事務代理を務めた。この文書(四)における神戸商業学校校長の着任は、修猷

館を辞任した約五ヶ月後の明治二十七年八月となっている。吐酔、

(五) 正七位今立吐酔占領地総督部民政部事務官高等官六等二

任叙ノ件

明治二十八年六月十三日

今立吐酔の日清戦争占領地総督部民政部事務官高等官六等任叙の件に関しての一連の文書である。原文を以下に転記する。

(A)

陸 二一七号

今立吐酔任官ノ件別紙奏薦書

及進達候也

明治廿八年 六月

陸軍大臣伯爵 大山 巖 (陸軍大臣之印)

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ本人履歴書写相添候也

(B)

正七位 今立吐醉

任占領地総督部民政部事務官

占領地総督部民政部事務官正七位今立吐醉

叙高等官六等

右謹テ奏ス

明治廿八年六月

陸軍大臣伯爵 大山 巖 (花押)

(C)

奉職履歴

東京府平民旧福井藩

今立吐醉

安政二年正月廿六日

明治十二年 十月十二日 京都府雇 (京都府)

同 十三年十一月十五日 雇中一ヶ月金百円差遣候事 (京都府)

同 十四年 四月五日 本年通常府会議案取調委員 ○

七月十六日 府立中学校出仕

十月八日 允請自今月俸八拾円支給 (京都府)

同 十五年 一月十八日 客年中勉勵候二付月給四分ノ一賞賜 ○

一月廿七日 監事兼務

五月廿六日 京都府中学校長兼一等教諭 ○

九月廿五日 任京都府中学校長兼一等教諭 但准八等

官月俸八拾円支給 ○

十一月八日 御用有之上東京 (京都府)

同 十六年 一月十六日 客年中格別勉勵候二付月俸三分ノ一賞典・

十二月二十八日 事務勉勵候二付為慰勞月俸四分ノ一下賜

(京都府)

同 十七年 五月十二日 御用有之大坂府及兵庫県へ出張 ○

六月六日 御用有之岐阜愛知両県へ出張 ○

十二月廿七日 事務勉勵二候二付為慰勞月俸四分ノ一下

賜 (京都府)

同 十八年 九月廿一日 為水害者救助金拾円五拾銭差出候段奇特

二付為其賞木盃一個下賜 ○

十二月二十一日 品行学力等検定ノ上中学校師範学校ノ教

員タル事ヲ免許スル者也 (文部省)

十二月二十八日 事務勉勵候二付為慰勞月俸五分ノ一下賜

(京都府)

同 十九年 八月一日 為学資商業学校へ金貳円差出候段奇特二

候事 ○

九月十四日 御用有之上東京ヲ命ス ○

十二月二十八日 事務勉勵候二付為慰勞月俸三分ノ一下賜

(京都府)

同 二十年 一月十九日 任京都府尋常中学校校長同日月俸八拾円ヲ

給ス ○

六月 十三日 自今月俸百円ヲ給ス ○

六月二十四日 外務省へ出向ヲ命ス同日京都府尋常中

学校長在職中財務勉勵ニ付為慰勞金參
百円給典ス(京都府)

救助費トシテ金壹円余寄附候段奇特二候
事(賞勳局)○

六月二十一日 任外務省翻訳官同日叙奏任官四等(内閣)

七月十五日 県立尋常中学修猷館教諭ヲ職託ス但月手

○六月 廿一日 上給俸下賜(外務省)○

当金百円給典ス○

七月二十二日 京都府勤務中ノ事務引継トシテ同府へ

十月十八日 第五高等中学校設置区域各県□儀会ニ

出張ヲ命ス(外務省)

付熊本県へ出張ヲ命ス(福岡県)

同 廿一年 七月廿五日 任公使館書記官同日叙奏任官四等(内閣)

同 廿六年三月二十八日 依願免本官

○同日 清国北京在勤ヲ命ス同日中級年俸下賜

同 廿七年 八月八日 任県立神戸商業学校長但月俸金八拾円給

(外務省)

典(兵庫県)

同 廿二年 五月十二日 臨時代理公使ニ任ス同日下級代理年俸下

十二月十五日 任県立神戸商業学校長(内閣)○同日年俸

賜(外務省)

九百六拾円下賜(兵庫県)

同 廿三年 一月十六日 在北京公使館出納官吏ヲ命ス○

(D)

七月十一日 叙正七位(宮内省)

(内閣印) (天皇御璽)

十月四日 明治廿二年八月大和国吉野郡水害ノ節罹

正七位 今立吐醉

災者救助トシテ金壹円六十錢余寄附候段

任占領地総督部民政部事務官

奇特二候事(賞勳局)

同 廿四年 四月一日 下級俸下賜(外務省)○

占領地総督部民政部事務官正七位今立吐醉

十月廿七日 明治廿二年八月及九月和歌山県下洪水ノ

叙高等官六等

節罹災者救助トシテ金壹円余寄附候段奇

右 謹テ奏ス

特二候事(賞勳局)

明治廿八年六月十三日

同 廿五年 三月廿九日 清国在勤ヲ免ス○同日在清国公使出納官

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文(花押)

吏ヲ免ス(外務省)

(E)

四月四日 明治廿二年中福岡県各郡洪水ノ節罹災者

陸二一七

六月十三日裁可

明治廿八年六月十二日 内閣書記官(印 印 印)
内閣總理大臣(花押) 内閣書記官長(花押)

正七位 今立吐醉

任占領地総督部民政部事務官
叙高等官六等

(A) は、明治二十八年(一八九五)六月付、陸軍大臣大山巖による今立吐醉の占領地総督部民政部事務官高等官六等任官に関する上申書である(陸軍省野紙使用)。

(B) は、明治二十八年六月付、陸軍大臣大山巖による今立吐醉の占領地総督部民政部事務官高等官六等任官に関する奏薦書である(陸軍省野紙使用)。

(C) は、(B)の奏薦書に添付された今立吐醉の履歴書の写である。「奉職履歴」とある通り、公務に関する詳細な履歴である。先に示した事項と重複しないもので、特に気づいた事項について拾い上げてみる。

①冒頭に「東京府平民」とあり、此の時点(明治二十八年六月)で吐醉の本籍が東京府であることがわかる。

②明治二十二年(一八八九)五月十二日付で臨時代理公使に任せられている。

③明治二十三年一月十六日に北京公使館出納官吏を命ぜられている。
④明治二十五年三月二十九日付で、清国在勤および在清国公使館出

納官吏を免ぜられている。北京公使館での勤務は約四年間であった。

⑤北京在住の明治二十二年、八月の大和国(奈良県)吉野郡の水害、八月および九月の和歌山県の洪水、福岡県各郡洪水に際して、罹災者救助として、それぞれ壹円余の寄附をしている。外地にいなからも内地の災害に義援金を寄附する他者への優しさ、心配りには感じるものがある。

(D) は、明治二十八年六月十三日付文書で、総理大臣伊藤博文のこの件に関する上奏書である(内閣野紙使用)。天皇御璽が押印されている。

(六) 滋賀県商業学校長今立吐醉依願同校長被免ノ件

明治二十九年十一月二十六日

滋賀県立商業学校長今立吐醉が病気を理由に依願退職する件についての一連の文書である。原文を以下に転記する。

(A)

辞職願

吐醉儀

先般滋賀県々立商業学校長二任セラレ候
処久敷病氣ニ相悩ミ近来ニ至リ脳病相
発シ迎モ劇務ニ難堪候間辞職仕度右
御聽許願上候也

滋賀県々立商業学校長

明治廿九年十一月九日 正七位勳六等 今立吐醉

明治廿九年十一月廿一日

文部大臣侯爵 蜂須賀茂韶殿

文部大臣侯爵 蜂須賀茂韶（文部大臣之印）

(B)

診断書

(内閣印)

今立吐醉

滋賀県商業学校長今立吐醉依願滋賀県商業

右ハ脳充血症ニテ向フ二ヶ月間安静
養療可然及診断候也

右謹テ奏ス

明治廿九年十一月十六日

明治廿九年十一月二十六日

日本橋区日本橋病院

内閣総理大臣伯爵 松方正義（花押）

医員 安部 梧樓（印）

(F)

(C)

文 二四四号

内閣書記官室 文 二四四号 十一月廿六日裁可同廿七日付決

明治廿九年十一月廿四日 内閣書記官

(印)

内閣総理大臣 内閣書記官長（花押）

第一四七三号

別紙今立吐醉免官上奏書及進

滋賀県商業学校長今立吐醉

達候也

依願滋賀県商業学校長ヲ免ス

明治廿九年十一月廿一日

文部大臣侯爵 蜂須賀茂韶（文部大臣之印）

内閣総理大臣伯爵 松方正義殿

(D)

滋賀県商業学校長今立吐醉

依願免本官

右謹テ奏ス

の滋賀県立商業学校長の辞職願である（文部省野紙使用）。久しく持病があり、近頃になって脳病も発症したために、職務を全うできない健康状態ではないというのが辞職理由である。吐醉四一歳。

滋賀県立商業学校長への着任は、二十九年六月以降であるが、着任月日は不明である。辞職願の文面に「先般滋賀県々立商業学校

長二任セラレ候処」とあるのをみれば、実質的な勤務はなかつたのかもしれない。後掲の「文書(七)履歴書」には、滋賀県立商業学校長への着任事項については記されていない。

(B) は、明治二十九年十一月十六日付、日本橋区日本橋病院の医師、安部梧樓による今立吐酔の診断書である(文部省野紙使用)。病名は「脳充血症」となっている。「脳充血症」とは、「脳疾患や著しい高血圧などが原因で頭痛、嘔吐、痙攣、意識障害などをきたす病気」とある。⁽⁶⁾二度にわたる外地での生活、半年におよぶ占領地での神経をすり減らす激務に、吐酔は、健康を害してしまったのだろうか。

(C) は、この件に関する明治二十九年十一月二十一日付、文部大臣侯爵蜂須賀茂韶の内閣総理大臣伯爵松方正義への上申書である(文部省野紙使用)。

(D) は、この件に関する明治二十九年十一月二十一日付、文部大臣侯爵蜂須賀茂韶の上奏書である(文部省野紙使用)。

(E) は、この件に関する明治二十九年十一月二十六日付、内閣総理大臣伯爵松方正義の上奏書である(内閣野紙使用)。

(F) は、明治二十九年十一月二十四日付二十六日裁可二十七日決、滋賀県商業学校長今立吐酔の辞任承認の文書である(内閣野紙使用)。

(七) 今立吐酔外二名通訳掛書記二任用シ制限外月俸支給スルノ件

大正八年十二月五日

今立吐酔他二名の通訳掛書記任用に際しての月俸支給に関する一

連の文書である。原文を以下に転記する。

(A)

司一〇七

司法省職務第一七九〇号

初叙判任官制限外任用之儀ニ付稟請

今立吐酔

(六月六日 決裁)

鈴木虎之助
赤城良盛

右者今般通訳掛書記二任用致度候処何レモ現ニ裁判所通訳事務ヲ囑託セラレ今立吐酔ハ月手当トシテ金百拾五円ヲ鈴木虎之助ハ金百拾円ヲ赤城良盛ハ金百五円ヲ支給相成居候者ニ付一般初任者ト同一ノ待遇ヲ以テ任用致シ難ク且相当ノ学識経験ヲ有シ殊ニ英語若クハ独逸語ノ通訳堪能ニシテ通訳掛書記適任ノ者ニ候間此際今立吐酔、鈴木虎之助ハ各月俸百貳拾円ヲ赤城良盛ハ月俸百拾円ヲ給シ任用致度別紙履歴書相添此段請認可候也

大正八年十二月五日

司法大臣 原 敬 (司法大臣之印)

内閣総理大臣 原 敬 殿

(B)

東京市日本橋区青物町二十五番地 平民

今立吐酔

安政二年一月廿六日

明治七 七 東京開成学校大学予科卒業

八 米国へ渡航

九 七 米国費府片西兒瓦尼亞大学へ入学

工学科修業

一二 七 同大学工科卒業理学士ノ学位ヲ受ク

九 帰朝

一一 京都府中学校教授担当

十五 五 京都府中学校長兼一等教諭

月俸金八拾円支給

二〇 一 京都府尋常中学校長月俸金

八拾円支給

六 外務省へ出向ヲ命セラル

任外務省翻訳官

叙奏任官四等

二一 七 上級俸下賜

任公使館書記官

叙奏任官四等

中級年俸下賜

二二 五 清国北京在勤ヲ命セラル

臨時代理公使ヲ命ス

二三 七 下級代理年俸下賜

二五 三 叙正七位
清国在勤ヲ免ス

七 福岡県立尋常中学校修猷館教

諭囑託校長事務代理

二七 八 任兵庫県神戸商業学校長月

俸金八拾円支給

二八 五 任占領地総督部民政部事務官

叙高等官六等

六級俸下賜

一二 占領地還附ニ付帰朝

二九 二 明治廿七八年戦役ノ功ニ依リ勲六

等瑞宝章及金百円ヲ授ケ

賜ハル

二九 六 占領地総督府廢庁ニ付其儘

廢官

四二 七 五裁判所通訳ヲ囑託シ手当トシテ

一ヶ月金百円ヲ給典ス

但横浜地方裁判所並同検事

局へ出仕スヘシ

四三 三 三一 自今手当トシテ一ヶ月金百拾五円給

与ス

大正四一一〇大礼記念章授典

(A) は、大正八年(一九一九)十二月五日付、司法大臣原敬から

總理大臣原敬(兼任)への文書である(司法省野紙)。今立吐酔他

授典している。

三 今立吐酔の履歴について（公職歴を中心に）

前掲の文書（二）から（七）の記載事項のみに基づき、今立吐酔の履歴について公職歴を中心に整理した（年齢は満年齢）。

◎安政二年（一八五五）生

安永二年一月二十六日、越前国今立郡松成村で生まれる。父今立乗永、母リウ（西野氏）。

◎明治十二年（一八七九）二四歳

明治十二年六月、米國ペンシバニア大学工学科を卒業し、バツカロレミアムインシエンシア学位を取得。同年九月に帰国する。

①京都府雇

明治十二年～十四年（一八七九～一八八二）二四歳～二六歳

明治十二年九月に帰国した吐酔は、十月十四日に京都府に雇用された。十三年一月に分家し、九月に京都府上京区第十七組元頂妙寺町に転籍している。十四年に通常府会議案取調委員に着任している。

②京都府立中学校

明治十四年～二十年（一八八一～一八八七）二六歳～三二歳

明治十四年七月十六日、府立中学校に出仕となる。教授専務。十五年一月に監事兼務となり、同年五月二十六日に二七歳で、校長兼一等教諭に着任する。十九年五月に、京都府上京区第卅一組下丸屋町廿二番戸へ転住する。（十二年十一月から非正規に授業を担当

二名の通訳掛書記任用に際し、三名が相当の学識経験を有していることに鑑み、一般初任者と区別する規定外月俸の支給を申し出ている文書である。

（B）は、（A）に添付された今立吐酔の履歴書である。この後鈴木虎之助と赤城良盛なる人物の履歴書が続いているが割愛した。「文書（一）履歴書」「文書（五）履歴書」と重複しない事項で、特に気づいた事項について拾い上げてみる。

①この履歴書にのみ「明治十二年十一月京都府中学校教授担当」の記載がある。この時期非正規に一部授業を担当していたのかもしれない。

②履歴書冒頭の期日より大正八年十二月における吐酔の住所が、東京市日本橋区青物町二十五番地であることがわかる。明治二十九年の滋賀県商業学校長辞職願に添付された診断書の作成元が「日本橋区日本橋病院」となっているから、最寄りの病院で診断を受けたと推測すれば、明治二十九年当時も同一の住所であったと考えられる。

③明治二十九年（一八九六）十一月に滋賀県商業学校長の職を辞した吐酔は、十三年間、公職から離れていたが、四十二年（一九〇九）七月五日に裁判所通訳嘱託となる。出仕先は横浜地方裁判所ならびに横浜検事局である。吐酔五四歳。以来、この文書の大正八年（一九一九）まで継続して、同裁判所に勤務していたと考えられる。

④大正四年十一月十日、大正天皇の即位大礼に際し、大礼記念章を

していた可能性もある。))

③ 外務省翻訳官

明治二十年～二十一年(一八八七～一八八八) 三三歳～三三歳

明治二十年六月二十一日、外務省翻訳官奏任官四等に叙任される。外務省へ出向となる。

④ 清国北京公使館勤務

明治二十一年～二十五年(一八八八～一八九二) 三三歳～三七歳

明治二十一年七月二十五日、公使館書記官に着任。奏任官四等に叙せられる。清国北京公使館勤務となる。その後、二十二年五月に臨時代理公使に着任する(三四歳)。二十三年一月、在北京公使館出納官吏に着任する。同年七月に正七位に叙せられる。明治二十五年三月二十九日清国在勤および在清国公使出納官吏を免ぜられる。

⑤ 福岡県立尋常中学校修猷館教諭嘱託校長事務代理

明治二十五年～二十六年(一八九二～一八九三) 三七歳～三八歳

明治二十五年七月十五日に、福岡県立尋常中学校修猷館教諭嘱託校長事務代理に着任する。二十六年三月末に依願退職する。

⑥ 兵庫県立神戸商業学校長

明治二十七年～二十八年(一八九四～一八九五) 三九歳～四〇歳

明治二十七年八月八日に兵庫県立神戸商業学校長に着任する。十二月奏任文官同一の待遇に進む。

(明治二十七年七月日清戦争勃発。明治二八年四月日清講和条約)

⑦ 占領地総督部民政部事務官

明治二十八年～二十九年(一八九五～一八九六) 四〇歳～四一歳

明治二十八年六月十三日、占領地総督部民政部事務官に任官、高等官六等に叙せられる。勤務地は遼東半島。(金州と考えられる。)

同年十一月、遼東半島還付条約調印⁷⁾。十二月、占領地還付につき帰国する。二十九年二月、日清戦争の功により勲六等瑞宝章を授与される。六月、占領地総督府廃庁に付き廃官となる。

⑧ 滋賀県商業学校長

明治二十九年(一八九六) 四一歳

明治二十九年六月以降に着任する。着任月日は不明である。同年十一月、「久敷病氣ニ相悩ミ近來ニ至リ脳病相發シ迎モ劇務ニ難堪候」と病気を理由に依願退職する。病名は脳充血症。

⑨ 公職についていない時期

明治二十九年～四十二年(一八九六～一九〇九) 四一歳～五四歳

(明治三十五年一月、日英同盟成立。明治三十七年二月、日露戦争勃発。明治三十八年九月、日露講和条約)

⑩ 横浜地方裁判所並同検事局裁判所通訳および通訳掛書記

明治四十二年～大正八年～不明

(一九〇九～一九一九) 不明 五四歳～六四歳～不明

明治四十二年七月五日、裁判所通訳嘱託となる。横浜地方裁判所および同検事局へ出仕する。大正四年十一月大正天皇即位に際し、大礼記念章を授典する。大正八年十二月五日、通訳掛書記に着任、制限外月俸を支給される。吐酔六四歳。この時点での住所は、東京市日本橋区青物町二十五番地である。以後、横浜裁判所に何年まで勤務したかは不明である。

以上のように今立吐酔の履歴を整理したが、それについて、次の三点の疑問が生じた。

一点目は、「吐酔は、造士館、長崎商業学校に勤務した」²⁾とされているにもかかわらず、今回の公文書添付の三通の履歴書からは確認できなかったという点である。両校に勤務していたとすれば、明治二十六〜二十七年、あるいは明治二十九〜四十二年のいずれかの時期であろうが、今回確認の履歴書には記載がなく、不明である。

二点目は、明治二十五年（一八九二）三月に公使館出納官吏を免ぜられたのち、なぜ引き続き外務省に勤務しなかったかという点である。日清戦争開戦二年前、日本を取り巻く海外情勢が重大な局面を迎えつつある時期である。北京公使館に四年間も勤務し、当時最重要国であった清国の事情に精通し、臨時代理公使まで務めた吐酔のような人材を外務省としても必要としていたのではなからうか。籍を文部省から外務省に移し、外交官として務めてもよさそうものである。しかし、同年七月、吐酔は、福岡県立中学校修猷館に赴任する。教育現場への復帰である。外交よりも教育にやりがいを感じていたのだろうか。それとも文部省からの強い要請があったのだろうか。不明である。修猷館での勤務は九ヶ月と短く、二十六年三月に依願退職している。その後、明治二十七年（二八九四）八月に神戸商業学校長に着任するまでの約一年四ヶ月の間、吐酔は公職についていない。明治二十七年七月二十五日に勃発する日清戦争を見越して、外務省勤務を避けていたようにさえ思われる。

三点目の疑問は、明治二十九年から四十二年までの十三年間、公

職に就いていないという点である。（明治三十一年当時彼は裁判関係の仕事をしていたのであろう。⁸⁾とする文献もあるが、今回調査した公文書からは、そのような事実は確認できなかった。）

明治二十九年（二八九六）十一月、吐酔は病気を理由に滋賀県商業学校長を依願退職する。病名は脳充血症。十三年後に、裁判所に勤めるが、実質的には、この時をもって公職を退いたといつてよいだろう。体調を崩して、四一歳の働き盛りで公職を辞さなければならなかった吐酔は、さぞかし無念であったろう。ちなみに吐酔が正七位に叙せられた際、正八位に叙せられた橋口直右衛門は、二十八年九月に朝鮮国仁川港駐在一等領事に着任している。また、二十七年に共に奏任官待遇に叙せられた他の二人の校長のうち、小森慶助は、後年、大正五年に静岡市長に、¹⁰⁾正木直彦は明治三十年に文部大臣秘書官となっている。¹¹⁾

しかし、このとき（明治二十九年十一月）の吐酔の病状は、それほどまでに重篤だったのだろうか。やや疑問が残る。「脳充血症」とは、CTなどの検査機器がなかった時代の病名である。脳梗塞の前兆や軽度の脳出血を含む病のようであるが、現代医学に照らし合わせての症状は不明確である。後年、六四歳の高齢においても通訳掛書記の職務を成し得たという事実からすれば、この時点での脳内出血等による言語や身体的な麻痺はなかったと考えられる。さらに文書（六）（B）の診断書には、「向フ二ヶ月間安静養療可然及診断候」とある。全治二ヶ月という診断なのだ。吐酔の病状は、さほど重くはなかったといえないだろうか。あるいは、激務による鬱病等、

心的な病を煩った可能性もあるが、診断書に「神経衰弱」等の文字もない。吐酔の享年は七六歳、滋賀県商業学校長を辞職した際の病気が大病であった可能性は低いのではないだろうか。仮に、病氣療養に二年程度必要だったとしても、吐酔の能力、公職実績、正七位勲六等という位階勲等からすれば、その程度のブランクならば、その後も学校長としてはもちろんのこと、外務省関係の任官の話もたぐさんあったはずである。しかし、吐酔は、このとき職を辞してのち十三年間、全く公職についていない。四一歳から五四歳までのまさに働き盛りの時期である。滋賀県商業学校長の辞職、後の公職空白期には、病氣以外の理由による吐酔の意志が働いていたとするのは穿った見方に過ぎるだろうか。

近年、「日本中央運河計画」に関する今立吐酔の手紙が発見されたとの報があった¹²⁾。日本中央運河計画とは、敦賀―琵琶湖―伏見に至る運河を開鑿しようという計画である。長浜市(旧西浅井町)の沢田恒太郎宛、運河のメリットについて再三にわたって強調している三通の手紙だとのことである(筆者未確認)。注目すべきは手紙の日付である。明治二十九年(一八九六)六月二十一日、二十五日、七月十三日となっている。二十九年六月―七月は、まさに吐酔が占領地総督府民政部事務官を廃官になった時期と重なる。滋賀県商業学校長を辞する四―五ヶ月前のものであり、あるいは、吐酔は公職を離れて日本中央運河建設の仕事に専念しようと考えていたのかもしれない。歴史的巨大運河の建設は工科出身の吐酔には、たいへん興味深い仕事だったのかもしれない。この時期の勤務地が、中央運

河計画の中心、琵琶湖のある滋賀県だった点も関連性があるように思えてくる。調査の余地があるが、その真偽のほどは現在のところ不明である。

吐酔が公職を去ってからの十三年間、明治三十五年日英同盟成立。三十七年日露戦争勃発。三十八年日露講和条約調印というように世界の中での日本の立ち位置が大きく揺れた時代である。

日露講和条約時の外務大臣、関税自主権の回復で有名な小村寿太郎は、吐酔と同じ安政五年の生まれである。同年生まれの吐酔と小村の履歴を比較すると、若き日の二人の経歴が不思議に似通っていることに気づかされる。小村は、吐酔に遅れること一年にして渡米、ハーバード大学を卒業、現地の法律事務所での勤務を経て、やはり吐酔に一年遅れて明治十三年(一八八〇)十一月に帰国、十二月に司法省に入省している。その後、小村は、明治十七年に外務省入省。十八年から翻訳局勤務、翻訳局次長、翻訳局長を経て、二十六年十一月に駐清臨時代理公使として北京に赴任した¹³⁾。一方、吐酔は、前掲の通り、明治二十年から二十一年に外務省で翻訳官として勤務しているから、小村と面識があった可能性は高い。また、吐酔は、明治二十一年七月から北京公使館に勤務し、二十二年には臨時代理公使も務め二十五年三月まで勤務しているので、小村の前任者ともいえる。このような職歴の吐酔が、公使官勤務後も外務省に残っていれば、後の外務大臣小村寿太郎なみの活躍をしたのではないかとも思われるが、いかがなものであろうか。

おわりに

今回、今立吐酔の履歴について公職歴を中心にかなり詳細に明らかにできたと考えている。

当時の文書を見るほどに、吐酔がいかにすぐれた才能を持った人物であったかが伺える。また、履歴書の無機的な記述の行間からさえも篤実で慈愛深い人柄が伝わってくる。その吐酔は、四一歳という働き盛りで公職を辞してしまっている。病気以外にも何か理由があったのではないかと考えている。

明治二十八年（一八九五）十二月、遼東半島還付を機に清国から帰国した吐酔は、何を考えていたのだろうか。かつて自分が勤務した北京公使館を拠点に日清開戦工作を推し進めた日本政府と外務省、東アジアの覇者たらんとする日本の姿をどのように感じていたのだろうか。公使館時代に外交官として吐酔が描いていた世界の中の日本の姿、外交は、日清戦争をターニングポイントにその後日本が突き進んでいくことになる帝国主義とは大きく異なっていたのではないだろうか。

真宗の寺に生まれた生い立ち、仏教に関する深い知識と信仰心、身を持って体験したアメリカ社会、拒絶しながらも肌で受け止めていたであろうキリスト教、マックス・ミュラーに比較宗教学を学ぶことを熱望した若き日、グリフィスと過ごした少年の日々……吐酔は、日清戦争勝利に浮かれている日本の姿、外交・政治に違和感と疑問とを感じていたのかも知れない。

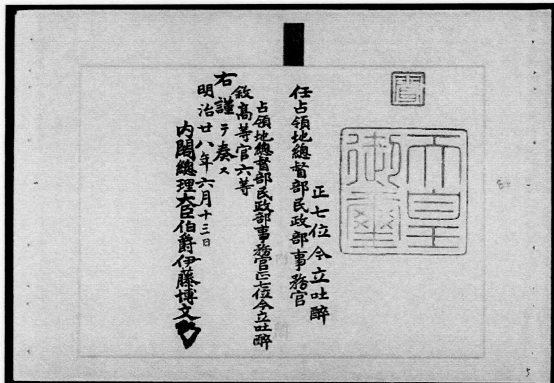
吐酔は、すぐれた資質にもかかわらず栄達は得られなかったが、聡明、温厚、富貴なる君子で、平和なうるわしい心境で一生を終えたと伝えられる⁽¹⁾。享年七六歳。思うに、今立吐酔は、駆け引きの徒ではなく、良心の大人^{ひと}であった。

参考文献

- (1) 山下英一『グリフィスと福井（増補改訂版）』（エクシート、二〇一三年）
- (2) 山下英一「今立吐酔とグリフィス」（『若越郷土研究』三四巻二号、一九八九年）
- (3) 山下英二「此の老君士を衷心より歓迎する」（『若越郷土研究』五八巻二号、二〇一四年）
- (4) 今立吐酔「欧州上流近世交際法第一篇」（『婦人協会雑誌』第四一号、婦人協会、一八九二年）
- (5) 今立吐酔「欧州上流近世交際法第四篇」（『婦人雑誌』第七〇号、婦人雑誌社、一八九三年）
- (6) 『世界大百科事典（改訂新版）』（平凡社、二〇〇七年）
- (7) 原田敬一「日清・日露戦争」（岩波新書、二〇〇七年）
- (8) 杉原丈夫「二人の留学生とグリフィス（二）」（『若越郷土研究』三五巻四号、一九九〇年）
- (9) 『公文雑纂明治二十八年第八巻外務省三』（総理府、一八九五年）
- (10) 『任免裁可書大正三年任免巻十四』（総理府、一九一四年）
- (11) 『公文雑纂昭和十五年第十六巻内閣賞勲局一』（総理府、一九四〇年）
- (12) 北淡海・丸子船の館HP「日本中央運河計画」<http://www.koujip/maruco/>
- (13) 片岡慶隆「小村寿太郎」（中公新書、二〇一一年）



(文書一 C)「京都府尋常中学校長今立吐醉外務省翻訳官二転任ノ件」今立吐醉履歴書 (部分) 明治 20 年 (1887)



(文書五 D)「正七位今立吐醉占領地總督部民政部事務官 高等官六等二任叙ノ件」明治 28 年 (1895)

追記

本稿で扱った国立公文書館蔵の今立吐醉関係公文書については、先行研究として、川村寛昭氏の「今立吐醉の教育資料の研究」(『京都産業大学論集人文科学系列』第三十三号、二〇〇五)がある。本稿発表時には、筆者の調査不足で、その存在について把握、確認できていなかったことをここに追記する。